

職員の給与に関する条例の特例に関する条例

平成30年4月1日条例第6号

第1条 職員の給与に関する条例（平成27年条例第29号。以下「条例」という。）別表第1の規定の適用を受ける職員でその職務の級が7級又は8級であるものの給料の月額、平成30年4月から平成33年3月までの各月分限り、条例別表第1の規定にかかわらず、この規定による給料月額（以下「給料月額」という。）から、給料月額に次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じた額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。

- (1) 条例別表第1の規定の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの（条例第6条第12項に規定する再任用職員（以下「再任用職員」という。）を除く。） 100分の6.5
- (2) 条例別表第1の規定の適用を受ける職員でその職務の級が7級であるもの（この職員のうち、再任用職員を除く。） 100分の4.5
- (3) 再任用職員 条例別表第1の規定の適用を受ける職員でその職務の級が7級又は8級であるもの 100分の2.5

第2条 前条の規定にかかわらず、次に掲げる給与の額の算定の基礎となる給料の月額は、給料月額とする。

- (1) 条例第14条第1項の規定による地域手当
- (2) 条例第18条第1項の規定による管理職手当及び条例第19条第1項の規定による特殊勤務手当
- (3) 条例第29条の規定による期末手当及び勤勉手当
- (4) 職員の退職手当に関する条例（平成27年条例第38号）第1条の規定による退職手当

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。